

## 県内初の適格消費者団体に認定されました



NPO法人消費生活ネットワーク新潟  
理事長 堀田 伸吾

10月20日、消費生活ネットワーク新潟は、県内初となる適格消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けることができました。

平成23年、消費者関連団体による連携推進を目指し任意団体として立ち上がった当団体は、平成29年、適格消費者団体認定を目指してNPO法人へと移行し、「これっておかしくない？」という消費者からの声を受けて、事業者の不当行為に対する改善申入活動に取り組んでまいりました。その活動がひとつのかたちとして実を結んだことに、ほっとするとともに、これまでの道のりを支援してくださった多くの皆様に、感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

適格消費者団体となったことにより、

今後は、改善申入に応じない事業者に対し、差止請求訴訟を提起することが可能となります。これまでの活動の中でも、申入に応じない事業者がいくつかありましたので、それらの事業者に対する訴訟提起を検討していく所存です。

また、当団体は、消費者被害防止に向けて様々な関係者が連携・協働するための器でもあります。これからも、多くの皆様とのネットワークを大切に、それぞれの強みを活かしながら、県民の皆様が安心・安全な消費生活を送ることができるように力を尽くしてまいります。

今後とも、当団体へのご理解とご支援のほど、何卒よろしくお願いいたします。



### ～消費者支援功労者表彰式 内閣府特命担当大臣章受賞～

前理事長 長谷川 かよ子

令和3年6月30日(水)、皆様のお陰で今年度の功労者表彰を頂けることとなり、コロナ禍の為、気を引き締めながら、首相官邸に行って参りました。

この賞は消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍している個人・団体が表彰されるもので、個人として井上国務大臣から表彰状を頂きました。

平成23年に「消費生活ネットワーク新潟」が発足してから10年、適格消費者団体の認定を目指してきた当団体の活動が評価されたもので、多くの皆様のご尽力のお陰での受賞となりました。

心より感謝しております。

いよいよ適格消費者団体の扉が開かれて新しい一歩が始まります。益々のご発展をお祈り申し上げます。



井上大臣より表彰される長谷川前理事長

## 消費生活ネットワーク新潟は、適格消費者団体の認定を受け「消費者団体訴訟制度」に基づく差止請求ができるようになりました

「消費者団体訴訟制度」は、平成19年6月に施行された改正消費者契約法により始まりました。

この制度ができるまでは、消費者被害に遭った場合は、当該消費者が個別に事業者と交渉したり民事訴訟で争うことによって、自分の被害を回復することができましたが、事業者が不当な勧誘や不当な契約条項を改善しない限り、別の消費者が同じ被害に遭う可能性がありました。そこで、事業者による不当な行為そのものを差止、多数の消費者の被害の未然防止・拡大防止を図るために、一定の要件を備えた適格消費者団体に限り、消費者全体のために差止請求権を行使できるようになりました。

当団体は、これまででも事業者に対する差止の申入れをしてきましたが、訴訟を提起する権利はありませんでした。今後は、適格消費者団体として、差止請求訴訟を提起することができるようになります。

社会全体の消費者被害を未然に防止するため、被害情報をお寄せください

### ～各委員会活動報告～

#### 検討委員会



令和3年4月、着物の販売・レンタル業者に対し、違約金を定める規定、免責事項を定める規定、および、商品の返品・交換を定める規定がいずれも消費者契約法に反するものとして、これら規定の使用を中止するよう申入れを行いました。その後、同社からは申入れに応じることができない旨の回答を受けました。この度、適格消費者団体に認定されたことから、訴訟を含め、同社への対応を検討しています。

#### 活動委員会

活動委員会で私たちと一緒に活動してみませんか

広告や契約について、消費者に分かりやすいか、誤解させる恐れはないかなど、消費者目線で話し合っています。検討の結果「これっておかしいよね？」と思ったことは事業者に問合せを行い、任意の表示の改善を要望しています。また、法律的に問題と思われる場合は、検討委員会に情報提供し消費者被害防止の活動に結びつけています。

現在、入院申込書の表示、機能性表示食品の広告について話し合っています。

### 講師派遣事業をはじめました！

消費者被害の発生を未然に防止していく活動の一環として、当法人の弁護士、研究者、消費生活相談員などが、皆様の講座や研修会へお伺いします

一般消費者向け「最近の悪質商法の手口と被害防止対策」、事業者向け「SDGsを意識した消費者志向経営」など、皆さまのご要望に応じて派遣いたします。有料講座になります。お問合せ、お申し込みは事務局迄お願いします。ホームページもご利用ください。



9/22 熱心に受講する参加者

#### (講師派遣報告)「新潟県消費生活サポーター養成講座」に3名の講師を派遣しました

主催：新潟県 企画・実施：NPO法人 新潟県消費者協会  
開催日：2021年9月7日、14日、22日の3講座  
会場：魚沼市(小出郷福祉センター)

「エシカル消費ってなに？」 岡田理事  
「消費者行政のしくみと地域の見守りほか」 江花副理事長  
「消費者を守る法律と知識」 堀田理事長